



架線凍結による列車遅延発生

◆11号 対策を講じるように求めて再申し入れ

新潟地方本部は12月11日に2018年度申16号・ダイヤ改正の検証及び諸設備に関する申し入れ団体交渉に臨みました。

運転士折り返し時間について、支社側の回答と実態に差異があることから、支社側が再度調査を行った上で再開すると整理し団体交渉を中断としました。

短時間行路を枝番として、また、現在設定の無い職場で短時間行路の設定が必要となつた場合は、基本行路から列車を抜いて指定することを想定しているが、勤務指定時に基本行路を崩して作成するため作業が大変なことが課題だとしました。

◆11号 申し入れ項目

1. 信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じると共に、初列車の前にカット代行を運行すること。

2019年度冬期の取組みに對する申し入れにおいて「信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じる」として具体的な対策を講じるように求めました。

11月6日に開催した団体交渉では、貨物列車が先行しダイヤ設定上厳しいため現行通りの対策を実施するとの回答を行った支社側に対して地本交渉団が貨物列車運休日のカット代行運轉の試行を提案し、支社側も検討の余地はあるとしていました。しかし12月9日、当該区間において架線凍結による

運轉難渋により132.1Mに大幅な列車遅延が発生しました。

申6号の議論を経た中で発生した事象であり労働組合として重く受け止めることと、今事象の再発防止に對する労使の早急な議論が必要であると認識から、新潟地本は12月10日、申11号として、2019年度冬期の取組みに對する再申し入れを提出しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず



新津運輸区に短時間行路を設定

◆11号 申し入れ項目

1. 信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じると共に、初列車の前にカット代行を運行すること。

2019年度冬期の取組みに對する申し入れにおいて「信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じる」として具体的な対策を講じるように求めました。

11月6日に開催した団体交渉では、貨物列車が先行しダイヤ設定上厳しいため現行通りの対策を実施するとの回答を行った支社側に対して地本交渉団が貨物列車運休日のカット代行運轉の試行を提案し、支社側も検討の余地はあるとしていました。しかし12月9日、当該区間において架線凍結による

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

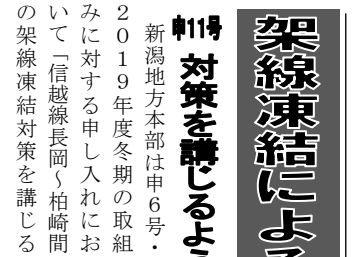
運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず



羽越線脱線事故 献花・慰霊

鉄道の安全を守る決意を新たに

◆11号 申し入れ項目

1. 信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じると共に、初列車の前にカット代行を運行すること。

2019年度冬期の取組みに對する申し入れにおいて「信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じる」として具体的な対策を講じるように求めました。

11月6日に開催した団体交渉では、貨物列車が先行しダイヤ設定上厳しいため現行通りの対策を実施するとの回答を行った支社側に対して地本交渉団が貨物列車運休日のカット代行運轉の試行を提案し、支社側も検討の余地はあるとしていました。しかし12月9日、当該区間において架線凍結による

運轉難渋により132.1Mに大幅な列車遅延が発生しました。

申6号の議論を経た中で発生した事象であり労働組合として重く受け止めることと、今事象の再発防止に對する労使の早急な議論が必要であると認識から、新潟地本は12月10日、申11号として、2019年度冬期の取組みに對する再申し入れを提出しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

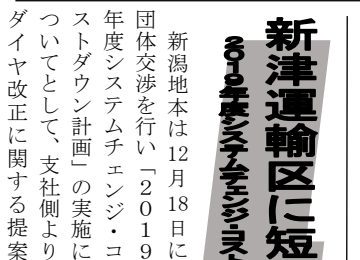
運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず



新津運輸区に短時間行路を設定

◆11号 申し入れ項目

1. 信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じると共に、初列車の前にカット代行を運行すること。

2019年度冬期の取組みに對する申し入れにおいて「信越線長岡〜柏崎間の架線凍結対策を講じる」として具体的な対策を講じるように求めました。

11月6日に開催した団体交渉では、貨物列車が先行しダイヤ設定上厳しいため現行通りの対策を実施するとの回答を行った支社側に対して地本交渉団が貨物列車運休日のカット代行運轉の試行を提案し、支社側も検討の余地はあるとしていました。しかし12月9日、当該区間において架線凍結による

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

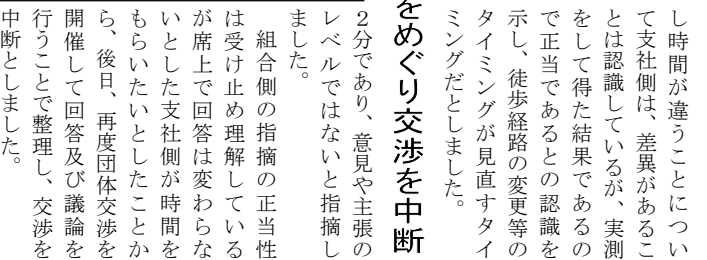
運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず



き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず

き出した結果、その分労働時間Bが増加していることを指摘すると支社側も認識していると認めただ、本社から許容限度の指示はないとしました。

同一箇所同じ足取りの運轉士と車掌の折り返し時間2分をめぐり交渉を中断

運轉士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車を便乗に開く出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算するよう求めました。

支社側は、行路の途中において点呼無しで長岡運輸区からタクシー便乗をすることは想定せず行路設定もないため現行通りで考えているとしました。

その上で、乱れて長岡運輸区からタクシーに直接乗る場合は「点呼有り」と見なして4分を付けていて、点呼2分+徒歩2分が内訳だと回答しました。

作業があるのに0分である理由を質すと支社側は、調査の結果、長岡運輸区からの要請により長岡運輸区場面で昼食を取るためノーペイ承知で設定したと回答しました。

交渉団は、運轉区と調整したからノーペイで良いとの回答は認められず、タクシー乗り場まで移動する足取りで「点呼有り」では2分は移動であること支社側が回答していることから、点呼の有無に関わらず